

# 国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における 地方独立行政法人

2019年3月

2019年4月1日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び2019年4月1日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となる地方独立行政法人とは、「地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人であって、その法人の業務として試験研究を行っている地方独立行政法人」です。

[更新日 2019年3月1日]

## お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[お問い合わせフォーム](#)